從

洲・蒙疆および陝甘寧遷區を足場とする中國共産黨との南 **戰爭終了後の現在は、三たび南京を中心とする國民黨と滿** によつて、 國は過去八年間 その民族的强じんさを世界に示しえたが、 にわたるわが日本との戦ひを戦ひとること 世界

北兩世界の對立をきたしつつある。

史的 民族とか、南方世界と北方世界とかの、 かしこの對立は、 ・地理的差遣によるものではなく、 從來みてきたやうな農耕民族と遊牧 一方は三民主義を 民族的ないしは歴

> は、 オロギイの相違にもとづく南北の抗争である。 政治の原理とし、他方は新民主主義を政治理念とするイデ ただちに米英の民主主義的世界と、 ソ連の社會共産主 しかも雨者

造の中には包掛しきれないで、 義的世界につながるといふ、 かようになつてくると、それはもはや東方史のみの構 全世界を背景にする争ひであ 同時に世界史の問題である

る。

といへよう。 (昭和二十二年九月五日稿了)

(同年十月十七日史學研究會 天會講演)

威

儀

周代貴族生活の理念とその儒教化

貝 塚 茂 樹

威儀といふ言葉は中國古代の史書や儒教の經典のなかで

これらの文獻を通じて威儀

度々使はれてゐる言葉である。

明かにして見ようとする行き方である。 して、専らその言葉の指示してゐる概念の內包を具體的に とることができる。一つは威儀をば一つの孤立した言葉と の意味を考へて見ようとするならば、 二つの違つた方向を これに對して今一

闘連さして、 必らず實際に行はねばならぬ、貴族にふさはしい行儀作法 時代の貴族が、その参加する公私の行事に於て必らず心得 しようとするものである。 つの考へ方は威儀といふ言葉を、 として禮を重要視した孔子の後を繼いだ儒教の諸學派の禮 考へることができるに對して、 行儀作法に就ての詳い規定と考へられる。 である醴に對して、 と古代の國家社會を支配する政治法律道德の綜合的な原 の總體であると定義することができる。後の行き方による して詩の諸篇に現れる西周貴族社會に於ける用例に卽して 雨語の關係に於て、 威儀は具體的な場合に個人が行ふべ 前の行き方に從ふと威儀とは周 後の定義は政治道徳の原理 その意義を概念的に定義 類似した禮といふ言葉と 前の定義が主と き 珋

能と化 の準則は、 周代の貴族的生活に慣習的に傳はつてゐた威儀といふ生活 經過した二つの異つた歴史的時代を代表したものである。 これらの二つの異つた定義は威儀とい せられ、 孔子に於て、 さらに下つてその後學の徒に於て禮の本質 これらの慣習が禮として社會の規 ふ観念が形成され

る。

Ġ,

の論議に現はれる定義である。

儀三百、威儀三千」といつた様に、周王朝の禮の一般的 位置に貶されて行く過程を威儀の概念の社會的意味の變化 代貴族の教養として缺くことのできなかつた威儀が、 ちらも威儀三千と同一の内容を指するのに外ならない。 明された禮である曲禮三千といふものが並べてあるが、 正統な經に書かれた經禮三百に對して、 を意味する動儀といふ言葉が使用され、 ものとなつた。 な場合に應じた個別的な煩雜な行儀作法の末節を意味する してかつ基本的な簡單な比較的少數の原則に對し についての省察が始つてくるとともに、 の道德學説の根源としてこれに重大な影響を與べたことか を通じて明にして見ようといふのが小篇の主要な目的 しかもその後學の禮論の與起によつて、 禮說では禮の行事に於ける進退動作の作法 禮記中庸篇が 禮器篇では儒家の 委曲を繊 禮に從屬する にして説 特殊 孔子 禮 周 بخ

族社會を支配する社會的宗敦的な全體的な原理であつた禮 一禮の起原と其發達」に於て、 とのやうな威儀の概念の變遷は、 禮の概念 数年前加藤常賢博士が に即して、 原始氏

四九

俴

が儀禮と道德とに分離して行く過程として、

明快に説述せ

て辯論として取扱つて居られる。 配慮である。 のなかの禮に闘する議論を、概して當該人物の現實に行つ ことを避けてゐられる。これはまことに常然な文獻學的な ば君子曰くと題して禮論を述べてゐるものを、 られた如く大きな問題である。博士は左傳のなかでしばし 冷 机 る後世の附加的部分として、 に行はれた禮と見做すことができるかは博士もすでに考へ 歴史的過程が十分に闡明されてゐない憾を残してゐる。博 上 士はこの分離の過程は春秋時代に於て質現されたと考へら られたところである。たど加藤博士に於いては論題の關係 禮と威儀とが春秋時代以後二つに分離して行く現實の これを左傳に現はれた禮說を通じて實證しようとされ しかし左傳に現はれた禮說がどこまで現實に奉秋時代 しかし博士は左傳のなかの歴史的人物の言葉 左傅固有の禮說の資料とする 左傳に於け

津田博士が「左傳の思想史的研究」に於いてもすでに指傳承の類型を、左傳の原傳承の形成された文化 史的な環境、とくに精神史的な情況とをにらみ合せつゝ歷史的に理解したいと考へるものである。

のが著者の立場である。 に於ける威儀の學説の變化と連關させて説明しようといふやうな説話の型が左傳に多く現はれることの意味をば儒教するといふのは左傳にもつとも屢現れる説話である。との描された如く、禮または威儀の有無が政治家の運命を支配

---

君と變ないことを見て、子園の終りをよくしないことを豫を溶す壁威を示してゐた大國の執政の子園の威儀が歪く國見得の旅をした衞襄公に隨行した北宮文子が、當時飛ぶ鳥三十一年(西紀前五四二)に即位早々期主でめる楚國にお目

批評、

代に對する 論等を 解決しようといふ 野心も 準備ももたな

私は今と」に清末民國初年の公羊學派による左傳の本文

我國に於ける新城・飯島・津田諸博士の左傳等作年

## 言した言葉のなかに現れる。文子の説明によると

のを儀といふ。

**與へるのが威儀であるとされる。文子はまた詩大雅の抑篇自然と重みがあつて、その上作法にかなひ、人に信頼感を作が作法にかなつて他人の模範となるものである。風深にとある。威とは人の容貌風采が、所謂威風堂々あたりを拂** 

威儀を敬ひ慎む。これ民の則なり。

る。

(51)

の

周代の封建國家では。治者の間にはまた身分的階層があの模範となるやうにせねばならぬといつてゐるのである。支配者が民の信頼を受けるには、まづ風釆動作が民るとができるといつてゐる。威儀とは何よりも治者の德でを引いてすべて治者が威儀をつゝしむと、民の模範となる

かたどる。故によく國家を保ち、令聞あつて世を長く君には君の威儀あれば、その臣畏れて愛し、のつとりて

る。文子によると

させるやうな容貌と作法がなければならないのが威儀であたり、正には臣の威儀あつてその下畏るべし。その下畏れて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。故に能く宮職を守り、族を保ち家に宜し。これて愛す。臣には臣の威儀あつてその下畏るべし。その下畏れて愛す。臣には臣の威儀あつてその下畏るべし。その下畏れて愛す。臣には臣の威儀あつてその下畏るべし。その下畏れて愛す。故に能している。

成儀を敬慎し、もつて存徳に近づく。 作品であるから、この成儀といふ觀念は春秋時代の貴族文作品であるから、この成儀といふ觀念は春秋時代の貴族文化に特有なものではなくて、西周時代にすでに存在してゐたのである。前引の抑篇のほか大雅民勞篇に回じ時代後期のこの文子の言といはれるものに現れる成儀の説明には詩

袋

Tī.

トえて

古訓これ式り、威儀これ力む。

感情の表出をともなう動作のかたであつた。 儀禮的なものではなくて、もつと日常生活に卽した自然な とか、下民に示す態度とかいふ他人や部下に見せるための は孔子後學の徒の間のやうな朝廷の儀式に於ける立居振舞 であつた。 と歌つたのは、 しかし西周時代の威儀は決して春秋時代、また 四周王朝に於て治者たる貴族の備えねばな 小雅賞の初筵

の篇に

**儀抑々たり**。 る 賓の初めて筵する、 に弊ふといふ。その秩を知らず。 をすてゝ遷る。屢舞ふて僊僊たり。その未だ醉はざる威 威儀反反たり。 既に醉ふといふ。威儀似々たり。 すでに醉ふ。威儀幡々たり。 温々として恭なり。その未だ醉はさ これを旣 その坐

人は形容して「威儀幡々」「威儀怄々」とか稱してゐるの しうかれて坐を立つて舞ひ出すのであるが、 とあつて、射禮の宴に招かれた賓客は酒を過すとともに少 との様子を詩

> 守り、 はこの一章は賓が始めて宴席に臨んだときは自粛して禮を たことを諷刺したものと説明してゐる。そこで鄭玄の箋注 幽王が小人を近づけ飲酒度を過したため、 悩々はふざけたかたちであるとされる。詩序はこの詩は周 である。毛傳によると幡々とは威儀を失したかたちであり 威儀を失はなかつたが、 **尉酬を重ねるうちに、小人** 天下淫風に化し

五二

章には賓客が醉ふて吸號風舞するさまが歌はれてゐる。 の本性が出てきたさまを描いたとするのである。その次の そ

とて

旣に醉ふて出づ。並にその福を受く。醉ふて出でず。 令儀なり。 れを德を伐つといふ。酒を飲むはなはだ嘉し。これその

ある。 て立派に威儀を示すことこそ宴會の徳であると述べるので で歸らないのは、德をきづつけるものである。嘉賓を招い こそ主人とともによき譽をうけるのであるが、 と附言する。賓は適度に醉が廻れば辭去すべきで、かくて 亂醉 に及ん

威儀といふ言葉はこの場合は宴席に於いて酒の饗應を受

ح

年中の特定の季節、 楚茨篇には、 ての豊年祭りなどを機として行はれるものである。 けた賓客の振舞ひについていはれてゐる。 このやうな祭りに伴ふ宴席のさまを寫してゐ 穀物の取入れが済んだ後に祖神を迎え か」る宴會は一 小雅

Ø

賓たり客たり、 語ととごとく得たり。 厭酷交錯す。 神保とれいたり、 禮儀ととごとく度あり、 報ゆるに介福を 笑

と歌つてゐるのは、

主人賓客の間の緑酬が縦横に交されな

もつてし、萬壽報ゆるところあり。

る。

た。 カン がら、 この節度を失つたが故に威儀を失すと批難されたのであ りについての作法を意味する。 はち威儀とはこの酒宴の席に於ける主客の振舞ひ、 通じて子孫たちに祝福を與へるといふのである。 めきも宜にかなつてゐる。 との祭りの主體である尸に馮依した祖先の癡が、 に於て示される。 宴會に於ける威儀は適度の醉に伴なふ笑語と歌舞のな その應酬がよく威儀にかなひ度を過さず、笑ひさど 招かれた賓客は所望によつて必らず舞 その子孫賓客の歌語するうちに 賓之初筵篇に於ける観醉 禮儀すな 尸の口を 呼び 0 は ؿؠ

濃厚に保有してゐたのである。

じての表現が威儀であつたのである。 黨のしきたりであり、 村社會のかつての作法でもあつたが、 ひを伴つた昔語りの藝を出さねばならぬことは、 朋友攝するところ、 禮儀でもあつた。 **攝するに威儀をもつてす。** また中國の古代の鄕 大雅郎醉篇に於ける その容貌動作を道 吾國の 鄉

の威儀にしても、 威儀抑抑、 徳音秩秩たり。 また同じく假樂篇

威儀はなはだ時なり。

君子時あり。

Ø

指すものに外ならない。 對する祖先の鰻の子孫への祝福が述べられてゐるから、 村の共同體の祭祀に於ける共同飲酒の作法であつた原形 先の祭祀とともに行はれる饗燕の席に於ける主客の威儀を の威儀にしても、 その先行の章には酒食の饗應及びこれに 威儀は西周時代に於ては、 まだ郷 齟

つて國家の危機を將來するものと觀ぜられてゐる。大雅 れるが、 これを遵守するとき、 しかしながら前に引用された抑篇の威儀は王侯執政者が とれを失するときは民心を失ひ、 民の模範となり、 國家の秩序が保た 道徳の頽廢とな

僟

正三

印篇

Ø

濮

邦國 明らず 群せず、 威儀のよからざる、人これを亡といふ。

傳統と化してきた。 農村共同體の共同飲酒に於ける作法から脱して、 n に於ける貴族たちの複雜な身分的な差等に應じた制度的な させる傾向が顯著となつてきてゐる。 朝廷の宴會の席上で歌はれ歌であつた雅のなかには、 威の失墜を來すものであると刺るのである。 に王侯貴族の朝廷に於ける威儀を國家の政治と密接に連絡 といふのは治者たる貴族階級の威儀の喪失が西周王朝の權 に先立つ二章の さきに引用した假樂篇の威儀が質は 威儀は郷鴬に於ける 西周 王侯の朝 一の末 すで 期の ح

る。 君に宜しく王に宜しく、 **懲らず忘れず舊章にしたがひよ** 

身分的差等の傳統された威儀であればこそ、 規範としての性質を明らかにするものである。 のはこの西周末期の王朝に於て といふのを受けてゐるのは、 このやうな威儀の貴族社會の これを守るも このやうな

> れ紀し、 る。福を受くること驅なく、四方の綱たり。 怨まるゝことなく思まるゝことなく、 熊は朋友に及ぶ。 百辟 の郷土、 群匹にしたが 天子にめでられ これ綱しこ ひよ

配する位置につくことが可能となつたのであつた。 といふやうに君臣上下の衆堂をえて、 位におこたらず、 民のいとふところたり。 卿士として王朝を支

が、 となった結果として、 の行事に於ける作法から變つて堂々たる宮廷の宴席 可なりの變質をらけだしたのである。 同飲酒の席に於ける作法に起原をもつものであつたらしい 要するに威儀は本來は農村社會に於ける祭祀に於ける共 西周の朝廷の貴族社會の作法となるやちになつてか 内容的にいふと官職の高下に伴 威儀が田園 の共同體 0 作法 ふ身

化し、 朝 0 る差等は、 分的な差等が組み入れられてきた。 い。作法は次第に細かい規定を生んできて、ます~~作法 **一廷に於ける宴會の儀式を乾燥無味なものとする傾向をも** 「原型である儀禮に存した意味が失はれ、 参列する諸員の喜怒哀樂の感情の自然の表現を妨げ この 宴席の作法を 次第に 複雑化 このやうな身分制に 人工的なものと せねばやまな ŀ

五四四

篇に於いて西周末期に於いて傳統的な宴會の作法である威 儀が無視され、酒食に耽つて風酔に及んだ貴族が少くない ことが諷刺されてゐる。 つであらうことは推察に難くないところである。資之初筵 東人の子、 たる衣服あり。 職として勞して來せられず、 舟人の子、 とのやらな現象は小雅大東篇 熊鑓これ裘とするに、 西人の子、 私人の 燦 17

×

民に對して身分にもとづく教養の優越を誇示し、

それによ

子、百僚是れもちゐらる。

煩雜化、 ある。 化を來し、從來の貴族社會の傳統であり舊章である威儀を るやうになつたことも一因である。 心得ないものが一躍して王廷に出入し、王の饗宴に列席す 新しく官僚として登用せられ、支配階級の質質が著しい變 つて節度の破壞をもたらしたといふことも考へられるので つたのに反して、 と歌つた如く、 つの要因として、 固定化が反動的にとれへの反感を誘發して、 舊來の貴族階級のうちに没落した者が多か これに從屬役使されてゐた家人たちが 西周末期に於ける王廷の威儀の極度の しかしこれを生んだ今 かへ

> **威儀に關してもつてゐた觀念を示すものと看做して支障は** 宮文子の與へたといふ威儀の定義は、 意識の有無に關せず、獲得して來たのである。 かつたとしても、 の恒として、この歴史的人物が現實に表白した言葉ではな ない。威あつて畏るべく、儀ありて像るべしといふ衛の ないであろう。 との傾向はさらに明確となつたであらうことも想像に難 あるとの意味をはつきりさせてきた。 の威は人を威服させるものであり、 つて臣民を威服さすといふ政治的な機能を、 少くとも春秋時代の末期の中原の人士の 人の模範となるもので もちろん左傳 春秋時代に入つて、 演ずる本人 そこで威儀 の傳說

非違の企圖が失敗に歸し非運の死をとげるであろうことを **衞の北宮文子の言辟である。** が王を僣してゐるのによつてその野心を看破し、 左傳のなかで威儀に關して詳論したのは前にも引用した 北宮文子は楚令尹子園 なほその Ø )威儀

五五

松

西周末期に於ける威儀は何よりも支配者である貴旋が臣

五六

取る道だ」と批評したが、 迎の宴に於ける彼の態度は傲慢を極めたので、 豪族郤氏の一人である郤犨が衞國を訪問したとき、その歡 族 豫言したのである。 威儀を觀、 惠子が「郤氏はきつき滅亡する。昔から宴會といふものは てい」位多數ある。 ふ話の如きはこれである。 國家の運命を見透した豫言は左傳のなかに無數とい 禍福を觀るためのものである。 たとえば成公十四年(前五七七)晉の この様に威儀によつて個人或はその氏 数年を出ずに郤氏は滅亡したと 彼の傲慢は禍 衛の大臣寧 を 0

警國の大臣孟獻子が「郤子はきつと亡びるであろう、禮は を會して秦國を征伐の軍を起したことがある。この儀式に の一ある。祭祀と軍事とは國の大事であるのに、成公がこ のである。祭祀と軍事とは國の大事であるのに、成公がこ れをずぼらにしたのは自分の命をおとすものだ」と豫言し たのもこれに属する。左傳の同年の條には晉から譽國に出 たのもこれに属する。左傳の同年の條には晉から譽國に出 たのもこれに属する。左傳の同年の條には晉から譽國に出

> 出してはゐないけれども、 現れてゐる。左傅のとのやうな説話は、 は左傳・國語のなかで數へ上げることも不可能なほど多數 そしてこの様に貴族の言動を批評しその運命を豫言した例 しかしと」で劉子の豫言は一言も威儀には觸れられてゐな るから、きつと亡びる」といつたのも同種の傳說である。 いで、單に不敬といひ、 つ卿として出兵の大命の使となつてその動作なほざりであ 身の幹であり、 敬は一身の基である。 禮に關係づけてゐるだけである。 その内容を見ると結局個 郤子は基なく、 すべて威儀をもち 人の言 **∄**≥

を特徴づける要素となつてゐるのである。を情ずるものであり、とのやうな歴史觀が左傳の歴史記述を信ずるものであり、とのやうな歴史觀が左傳の歴史記述を信ずるものであり、とのぞうな歴史を支配する唯一の力であると

配階級である王侯貴族が朝廷の祭祀無辜などの式典での作はち政治史を決定する力をもつものと考へられてゐる。支爾書に於ては威儀は支配者である王侯貴族の運命、すな

その運

動の禮にかなひ、威儀を失しないか否かによつて、

てこの史觀は實に前述した威儀を敬めば民の則となる、するやうに、民の命を支配するものであるからである。そし

**なはち支配者である貴族の威儀が民の模範となり、その結** 

さらに一種の宿命觀の裏附けのもとに敎訓譚のなかにとり果として國の安危を決定するといふ、西周末期の史觀を、

入れたものである。

このやらに激訓と豫言との結合として

て卓越した威儀觀は、支配階級である貴族の德、すなはちの特異性は濃くはなつてはゐるけれども、春秋時代を通じ

德としてこれを見るといふ態度は西周時代末期とは變らな貴族階級の人間典型である君子の德として、民を支配する

いのである。

だしたもののに収益に豊にいうので、で、同じの子手けつがれてゐる。 しかし左傳のなかでは威儀と禮との分化を語る禮説がすけつがれてゐる。

に於て示した威儀がその人の運命を支配するといふ豫言傳でに上述のやうな威儀と禮とを同一物として、個人の行事しかしが生命をなる。

た西周の貴族の觀念とは全く異り、國家社會の政治宗教道れたところである。こゝに於ては威儀と禮とを不可分とし說と並んで存在してゐることはすでに加藤博士の指摘せら

叔はこんなことは 僕であつて 禮ではないと いつて 對へな (賢臣子大叔に逢つて揖護周旋の禮を質問したところ、子大 )の名相子産の言葉とされてゐるものである。昭公二十五年の名相子産の言葉とされてゐるものである。昭公二十五年 ことになるのである。このやうな觀念を代表するのは鄭國

叔は先年死んだ鄭國の子産から聞いた言葉だとして、い。趙子のしからば禮とは何かといふ再問に對して、子大叔はこんなことは 儀であつて 禮ではないと いつて 對へな

して民質にのつとる。、天の明に則り、地の性により、そ禮は天の經なり、地の義なり、民の行なり。 天地の經に

とつ生とたる。この次で遭とつくりて挙ず。 五色となり、章はれて五聲となる。淫すれば皆亂し、民 の六氣を生じ、その五行を用ふ。氣は五味たり、發して

といふ言葉に始つて、禮が天地宇宙の原理であり、その性を失ふ。この故に禮をつくりて奉ず。

五七

され

儀

五八

、なることを説いてゐる。禮を單に一身の運命だけではなく 産・叔向・ Ļ るであろう重大な位置について述べ、 於て春秋中期を啓蒙時代として、 うな例は頗る乏しい。 は、 かし儀すなはち威儀と禮との區別を明確にしようとするの 論にもあるやうに、 叔齊の晉侯への對問とを代表とするものであつて、そのや ふ考へは左傅の桓公二年の晉の師服の「義はもつて禮を出 人間すたはち民の命を支配する原理となり、社會の規範と この鄭の子産の系統を引く子大叔の言と昭公五年の女 禮はもつて政を體し、 國家の安危とに關する基本的な自然法であるとい 晏嬰の活動する時代が中國古代精神史上に占め 春秋初年からその例に乏しくない。 私はかつて「孔子と子産」の論文に 政はもつて民を正す」といふ辯 その指導的政治家たる子 孔子の思想はこれら L

が子産の言として引く辯論そのものは、天地人が禮經によるのやうな一般的な情勢を考慮に入れると、この子大叔

として、

彼の獨特の政治道德學說を發展さしたことを主張

の賢相とくに子産から承けるところが多く、

これを出後點

う。 公二十一年、二十三年の條にも現はれてゐるか あると見なしても差支ない。 禮との分離が具體的に實現されたのも、 て明確となつたと考へて大過ないであらう。 家政治の基本としての禮經 ゐたことは、<br />
歴史的な事質で<br />
あつたと<br />
著へてもよいであろ 論を子産の言葉として鄭國に傳へてゐたとい 決して無根ではない。子産はとのやうな思想傾向をもつて の潤色を經てゐることは疑へないけれども、 過ぎてゐるので、 ゐる點に於て、春秋中期の啓蒙時代としては思想的に進み つて支配されるといふ禮の一元論を餘りに整然と展開 子産・叔向が禮をば國家政治の基本と說い 子産の原の言葉ではなくて、 への自覺は啓蒙時代に於て始 この時代に於てゞ 從つて威儀と ふ傳承自 このやうな言 5 た言葉が 後世の儒教 との Æ

たのである。このやうな傾向をば、賢相の思想史的な後繼るものとして、その價値はやゝ低く下げられることゝなつ政治の原理である禮とは區別せられて、末梢的、技術的な工の威儀は今やその春秋中期の賢相たちによつて、國家の西周以來の貴族階級の保持してきた文化の最高表現とし

## 四

目のなかには上に述べた威儀と一致するものがある。 孔子の論語に於ける教養ある人間の典型である君子の德 孔子

える。

君子重からざれば威あらず。(學而篇)

社

云つたものと解してよい。このやうな威儀の必要は、孔子 によると といつてゐるのは、 君子は威儀を備えねばならないことを

莊もてこれにのぞむも、 ぞまざれば民敬はず。知とれに及び仁能くこれを守り、 知はこれに及び、 仁能くこれを守るも、 之を動すに禮をもてせざれば未 

如くとられる。

すなはち行儀作法と禮の原理との分化の意識を示すものゝ

(59)

だ善からず。

(循鍵公篇)

であることを認めたものである。 儀を必要とする、威儀は治者が民を治めるために必要な德 態度で臨まねば民の信頼を得られぬといふのは、君子は成 といつてゐる。民に仁政を施すだけではいけない、嚴しい しかし孔子に於ては民に

EQ.

**(%** 

と低次の徳であるといふことが意識されてきたらしくも見 すには醴をもつてせねばならないといつてゐるのであるか **非即ち威儀をもつて臨むだけではまだ足りない。 民を動か** ら、威儀は禮の下位に置かれてゐる。 威儀は禮に比較する

の原理には關係がないから、深く介意するに足りないと説 も禮に使用する祭幣贈物のやうなものは末節であつて、 いてゐるのである。このこともまた孔子に於ける威儀と禮 心といひ心といふも、 玉帛ならんや。 (陽貨篇) 醴

放に對して「大いなるかな問」と前提 とした孔子(八佾篇)が描かれてゐる。 入つて事ごとに有司に問ふた孔子、 る下論中に属してゐる。 醴はその奢らんよりは寧ろ儉なれ、 しかしこれらの二章は論語中の比較的晩期の編纂にか これに對し上論のなかでは大廟に 告前の羊を保存しよう 喪はその易ならんよ 禮の本をたづねた林

五九

りは寧ろ戚しくせよ。

(同)

ての禮の本質を奪しとして威儀を蔑視するととは夫子の態を禮との本末は反省しないである。禮の器具を奢りすぎることが注意され、また喪の心得としては悲哀の感情がと禮との本末は反省しないではなかつた。しかし啓蒙時代 と禮との本末は反省しないではなかつた。しかし啓蒙時代の政治家のやうに儀と禮とを明快に分け、國家の基本として 2000元の本質を奪しとして 2000元の本質を奪しとして 2000元の本質を奪しとして 2000元の本質を奪した 2000元の本質を奪した 2000元の本質を奪した 2000元の本質を奪した 2000元の表表の本質を整視するととは夫子の態

である。そこで威儀については前に引用した二三の問答の連するものである。孔子は子産等の如く威儀と禮とを分ける立場に對して、一步退いて周の禮、すなはち貴族階級の名立場に對して、一步退いて周の禮、すなはち貴族階級の本活の準則である威儀をばすて去らず、出來るだけ保存しな強の徳をもつた現實の君子といふ通念をさらに昇華して、孔子の至上の徳に向つて努力する君子の典型を結晶さしたのである。そこで威儀については前に引用した二三の問答の任の至上の徳に向つて努力する君子の典型を結晶さしたのに動して、孔子は予確をある。そこで威儀については前に引用した二三の問答のである。そこで威儀については前に引用した二三の問答のである。そこで威儀については前に引用した二三の問答の任の至上の連絡とは、社会には、といいたというに、啓蒙期の子産は政

かには見出せないのである。

六〇

またこ三巻うり。これでどうば最然とり。これに申れて張・子遊等の門弟たちにとつて、禮を如何にして實行しび儀を守るかといふことは、學派の根本に關する重大な問題となつた。論語の子張篇には子夏の君として取り上げた。子夏・子の後學はかへつて重要な問題として取り上げた。子夏・上かし孔子自身は餘り辯を費さなかつた威儀について夫しかし孔子自身は餘り辯を費さなかつた威儀について夫

溫かし。この言をきけば厲し。君子に三變あり。これを望めば儼然たり。これに卽けば

といふのは、君子の威儀を論じたものに外ならない。

度ではなかつたらしい。

のなかで子張の惠めども毀さずといふ言葉の意味の間に對係にあつた子張と孔子との問答が同篇のなかにあるが、そ左傳の定義に相當するものである。子夏とかなり密接な關にこれを望めば儼然たりといふのは威儀の畏るべしといふ

といつたのも、また君子の外容についていつたので、威儀らずや、といったのを畏る。これまた威あつて猛からざるにあ人望んでこれを畏る。これまた威あつて猛からざるにあ

ほかには、これについて詳しい意見をのべた章が論語のな

とく

れる德であるといふのが、子夏・子張たちの傳へる孔子のてゐる。威儀とはまづこのやうな君子の外貌について言はが他人に畏敬の念を與へるものでなければならないとされの説明と見てよいのである。君子の外貌については、それ

そも~~末なり、本は則ちなし、これを如何せん子夏の門人小子、酒掃應對進退に當つては則ち可なり。

威儀説であらう。

同じ子張篇

には

はれた曲鱧篇の冒頭にと子游が非難したといはれてゐる。子夏の門人たちは拭掃と子游が非難したといはれてゐるのである。これは子夏の學派では威儀の除や應對や儀式の進退などの作法の末節ばかり練習してゐなれた曲鱧篇の冒頭に

葉使ひを大事にするとは威儀の第一義に外ならない。子游と云つてゐる。敬せざることなく儼として思ふが如く、言辭を安定せよ。

では君子の威儀をおごそかに坐して冥想するが如くあれとでは君子の威儀をおごそかに坐して冥想するたと見てよいのである。子夏がこの末節を忠實に奉行することによつて、これを通じて威儀を體得しようとするに對して、子游はまである。子夏がこの末節を忠實に奉行することによつて、である。子夏がこの末節を忠實に奉行することによつて、である。子夏がこの末節を忠實に奉行することによつて、では君子の威儀をとしたものは、子夏子張の學派でも理想として建得しようとしたものは、子夏子張の學派でも理想として建得しようとしたものは、子夏子張の學派でも理想として建得しようとしたものは、子夏子張の學派でも理想とし

法であつた。それは民にとつて畏るべき威厩を感ぜしめる貴族が行事に於て守るべくそして貴族にふさはしい禮儀作されたのである。威儀は酉周時代に於ては支配階級であるつたのが、こゝに於て至く學者にふさはしい外貌にと變化る。子夏では太冠を正しくした貴族にふさはしい外貌であ

指したのが本義であつたのが、次第に動作を分離して嚴かたこともある。威儀は動作をも含めて行事に於ける作法を

外貌を伴はねばならなかつた。威儀はある場合は外容とし

て動作とも區別され、

ある場合には動作の作法をも包掛し

威

とれらの雑多の禮の末節的規定の實行を通じ

**教へ、威儀は思索的な學者のもつてゐる外貌ととられてゐ** 

のなかで、もはやこの様な鬱的な外貌を形容するものとしものから鬱的なものへ移りやすい。威儀は西周貴族の生活である。傳統的な貴族的階級の生活の趣味は自然に動的な子重からざれば威あらずといふのもこの傾向を襲つたもの

固定化した型式となりかけてゐた。

**德であつたが、** 質を體得する手だてとして取上げられたのである。 めた徳となったのである。 言せずに、 新興士人の禮の學習のなかにとり入れた。 る士人の德と變化したのである。 かつては貴族が生活の實践に於て無意識に獲られた美的な の生得的の趣味でも教養でもなくて、それの學習の禮の本 さようといふのが、彼の教育であつた。そこで威儀は貴族 の教養の結界によつて到達できる美的な理念をそのまゝに 文化の形成物に對して深い理解をもつ彼は、 孔子はこのやうな生活の型式をとり上げたのであるが、 との威儀を習ふことによつて、 今や學者が道德の完成のために意識的に求 威儀は貴族の徳から、 體驗的に了解せ 禮の本質をば空 との貴族階級 學者であ 威儀は

い。

「は、事質のもつてゐる意義について考へて見ねばならない。事質のもつてゐる意義について考へて見ねばならな知つた後に改めて春秋時代の政治家たちの言動の威儀を批知することによつてその運命を豫言してゐる數多の說話が知することによつてその運命を豫言してゐる數多の說話が知することによつてるる意義について考へて見ねばならなといふ事質のもつてゐる意義について考へて見ねばならない。

の威儀と區別された國家社會の規範である禮を説いたいくと個人の教養の現はれである威儀とを區別し、前者を優位と個人の教養の現はれである威儀とを區別し、前者を優位と個人の教養の現はれである威儀とを區別し、前者を優位としてかゝる言論が彼等政治家によつて文字通りに話されたしてかゝる言論が彼等政治家によつて文字通りに話されたしてかゝる言論が彼等政治家によつて文字通りに話された固な正と、とを説いた。しかし左韓國語に、かゝる個人の威儀と區別された國家社會の規範としての禮の威儀と區別された國家社會の規範である禮を説いたいく

六二

儀

普遍的に散布してゐる。このことはか」る說話は一般に左

傳ものとして解釋をせねばならぬやろに見える。

る國語の説話の原型ができ上つた、

文化史的な環境を物語

に難くない。 史記の孔子世家には孔子の春秋の著作は筆割をきて孔子の晩年の門弟のなかで子游子夏の威儀の智楽を先務とし、これを通じて禮の原理を體得度は威儀の智楽を先務とし、これを通じて禮の原理を體得すべきことを主張するのである。もし子夏の威儀觀を歴史すべきことを主張するのである。もし子夏の威儀觀を歴史の解釋に適用したならば、左傳に現はれたやうな威儀の習得をあ入間運命の豫言といふ說話を生ずるであららことは想像る人間運命の豫言といふ說話を生ずるであららことは想像る人間運命の豫言といふ說話を生ずるであららことは想像る人間運命の豫言といふ說話を生ずるであららことは想像

肋の風俗通によると子夏はこれを穀梁赤に傳へたといつて 宏の公羊傅に子夏から公羊高に傳へられたといひ、 の傳説の引合に出されたといふに過ぎないであらうか。 子の門弟で子游と相並んで文學の専門家であつたから、 ところであるし、 自ら著作したか否かはわが武内博士以來問題となつてゐる とができなかつたといふが載せられてゐる。 宜しきを得て門人子夏のともがら、一字をもつけ加へるこ に属するものである。 質は司馬遷のこの記事は、 此の記事は聖人孔子の文物制作傳說の しかして、 徐彦の公羊疏に引いてゐる戴 この傳說で子夏は單に孔 孔子が春秋を また應

これに反して子夏は晩年酉河に赴き、魏文侯の師となつ魯の塾派に受けつがれて、今文派の經となつたからである。 学なる連絡のある門弟としての記憶があつたからである。 接なる連絡のある門弟としての記憶があつたからである。 接なる連絡のある門弟としての記憶があつたからである。 とかも公羊春秋は早く齊地に傳り、穀梁は鲁地に傳り、齊との塾派に受けつがれて、今文派の經となつた。

國語の所書には勿論春秋

たといはれてゐる。現在の左傳、

ソロモン王のオフィル航海に就いて

**史研究」で論じた如く、** 列國の史事を廣く所載してゐるけれども、衛聚賢氏が「古 密を極めてゐることは、何人も否定できない事實である。 三晋の史實を記述してもつとも詳

左傳の傳說の史料としては、三晉の國史及び傳說がもつと

夏の後學の徒の間で左傳國語の原型が編纂せられたと推定 で著作せられたことはむしろ常然であつて、魏に於ける子 も多く利用されてゐるのであるから、その主要部分が三晉

う。 とする劉向の別錄に記してゐる傳受の系統が障害となるけ することも、或はあながち無稽の想像とはいえないであろ たどこの點に關しては左傳を鲁國の君子左邱明の著作

> 機會を待つことゝして、こゝには贅しない。 なからうと思はれる。これらの點に關しては更に詳論する れども、この後起の傳受の系譜に大きな考慮を拂ふ必要は

六四

る傳說は、これを儒敎の禮說の變遷史から見ると、孟子荀 要するに左傳に普遍的な威儀によつて人の運命を豫言す

子のとく如き社會國家の規範乃至は基本法としての禮の觀 念ではなくて、貴族的教養としての威儀觀によつて書かれ

である。 あつたと考へるべきであろうといふのが私の到達した結論 てゐるので、三晉の子夏の門弟たちの間で成長した說話で

## ロモン王のオフィル航海に就いて

織

田

其僕をソロモンの僕と偕に其船にて造せり彼等オフルに至り其處 武 雄 ン王の所に携來

より金四百二十タラントを取りて、これをソロモ

ベルにて船敷變を造れり、 ドムの地紅海の濱に於てエラテの 過じ ヒラム海の事を知れる舟人なる りなるエジ